

# 下請法研究会(平成30年度)のご案内

親事業者にとって、下請代金支払遅延等防止法（下請法）は遵守すべき重要な法律です。公正取引委員会と中小企業庁は、下請取引適正化のために、書面調査や立入検査を積極的に行っており、違反に対しては、下請事業者が被った不利益の原状回復など厳しい姿勢で臨んでおります。下請法違反で勧告を受けると企業名が公表され、企業イメージとしてもマイナスです。

近年、下請取引の適正化に向けた取組が官民挙げて行われており、平成 28 年度には下請法の運用基準が 13 年ぶりに改正され、平成 29 年度には多くの業界で下請法遵守のための自主行動基準の策定が相次ぎ、親事業者としては、下請法に違反しない体制作りがますます重要になっています。

当協会では、下請法をより理解していただき、公正な下請取引を築いていただくために、昭和 61 年から下請法研究会を開催しているところ、今年度も以下の内容で本研究会を開催することにしました。

この機会に是非ご参加いただき、下請法の理解を深め、違反の未然防止にお役立て頂きますと幸いです。

- 受講対象 企業の法務部門や購買・資材・調達部門等で、下請法実務に従事される方
- 開講日程 年 5 回 (H30. 5 月下旬より 2-3 か月に一度開催) 各回 2 時間 (15 時-17 時)
- 講 師 公正取引委員会・中小企業庁の担当官、下請法実務に精通した弁護士等
- テ ー マ 下請法に関する最新のトピックについて (解説講義と質疑応答)

## 【これまでの主な開講テーマ例】(※カッコ内は担当講師)

- ✓ 前年度の下請法運用状況 (公正取引委員会)
- ✓ 本年度上半期の下請法運用状況 (公正取引委員会)
- ✓ 「下請取引適正化推進講習会テキスト」について (公正取引委員会)
- ✓ 下請法実務で想定される事例のケーススタディ (公正取引委員会)
- ✓ 下請取引適正化に向けた中小企業庁の取組について (中小企業庁)
- ✓ 企業における下請法コンプライアンスの要点について (弁護士)
- ✓ 下請法に関する自社の取組 (研究会参加者による報告・討議)

- 会 場 公益財団法人公正取引協会 会議室  
(東京都港区赤坂 1-4-1 赤坂 KS ビル 2F) ※地下鉄「溜池山王駅」下車
- 定 員 25 社 (先着順、定員に達し次第締め切ります)
- 受講料 54,000 円 (資料代・消費税込み)
- 特 典 公取委・中小企業庁から毎年発行される「下請取引適正化推進講習会テキスト」の、前年度版からの変更箇所を抽出・整理した新旧対照表 (当協会責任編集、非売品) を差し上げます。

● お申し込み方法

【1. メールアドレスによるお申し込み】

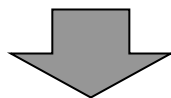
件名に、「下請法研究会申込」

本文に、①会社名、②所在地、③ご担当者名、④部課名・役職、⑤電話番号、⑥FAX 番号、⑦電子メールアドレス をお書きの上

[kouza2018@koutori-kyokai.or.jp](mailto:kouza2018@koutori-kyokai.or.jp) までお送りください。

【2. F A Xによるお申し込み】

下記申込書に所定の事項をご記入の上、F A Xでお申し込みください。



いずれの方法でも、当協会にて受付後、折り返しご請求書をお送り致します。

● お申し込み・お問い合わせ先

**公益財団法人 公正取引協会 F A X : 0 3 - 3 5 8 5 - 1 2 6 5**

〒107-0052 東京都港区赤坂1-4-1 赤坂K Sビル2 F

電話 0 3 - 3 5 8 5 - 1 2 4 1

**下請法研究会（平成30年度） 参加申込書**

●会 社 名

●所 在 地

●ご 担 当 者 名

●部課名・役職

●電 話 番 号

●F A X 番 号

●電 子 メ ー ル